

令和 7 年度 飯塚市子どもの虐待防止対策年次行動計画

1 年次行動計画の趣旨

本計画は、「飯塚市の子どもをみんなで守る条例(平成 30 年飯塚市条例第 43 号)(以下「条例」という。)」第 5 条第 5 項に基づき、子どもの虐待防止に向けた市の取組みについて規定するものです。

本計画では、「児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利を有する」という、児童福祉法の理念を踏まえ、すべての子どもの人権が尊重され、子どもの「最善の利益」を優先し、健やかな成長を支えることができるよう、地域全体で子どもを育む気運を醸成するとともに、虐待の予防、早期発見・早期支援、自立支援までの一貫した取組みにより、虐待の連鎖を断つことを目指します。

2 年次行動計画の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 1 年間

3 年次行動計画の実施主体

飯塚市及び飯塚市教育委員会

4 年次行動計画

- I 飯塚市の体制(条例第 5 条、第 10 条関係)
- II 市の責務(条例第 5 条関係)
- III 虐待の未然防止(条例第 9 条関係)
- IV 児童虐待防止月間(条例第 17 条関係)

I 飯塚市の体制（条例第5条、第10条関係）

子どもの虐待通告に対応するとともに、子どもと家庭に関するあらゆる相談を受け、児童虐待、ひとり親家庭の自立支援、DV被害者対応、ヤングケアラー等それぞれの相談に応じた支援・対応を行います。

(1) 子ども・家庭相談体制の強化

子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関である「こども家庭センター」を設置します。

増加傾向にある児童虐待相談件数等の現状を踏まえ、こども家庭センターが中心となって、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに必要な支援等を行うため、関係機関等との連携体制の強化及び相談体制の強化を図ります。

No.	取り組み名	概要	実施	所管課
1	こども家庭センターの設置	センター長、統括支援員、保健師、子ども家庭支援員、虐待対応専門員、母子・父子自立支援員、ヤングケアラー支援員等を常時配置し、子どもに関する相談及び支援を行います。 定例的なセンター会議を行い、心理担当支援員、弁護士、医師、児童相談所での勤務経験のあるスーパーバイザーの専門職員の助言をもとに、課題や援助方針等を協議し、サポートプランを策定します。 母子保健事業の最初の窓口となる親子健康手帳（母子健康手帳）交付時には、対象者全員へ個別面談を実施。支援者の有無・経済面・心理面等についての情報を確認し、支援が必要と思われる方には、他機関と連携をとりながら、妊娠期より支援します。	通年	こども家庭課

(2) 研修等による専門的な職員の育成

こども家庭センターの職員の専門性及び相談対応力を向上させるため、研修を受講します。

子どもに関係する機関の職員に対し、子どもの虐待の早期発見、情報共有、地域との連携、子どもからの SOS 等について、実践的な研修を行い、全体的なレベルの底上げを図ります。

No.	取り組み名	概要	実施	所管課
1	法定研修等の受講	福岡県が開催する要保護児童対策調整機関担当者研修などの研修等を受講します。	各 年 1 回	こども家庭課
2	児童福祉司資格認定通信課程の受講	児童福祉法に定める児童福祉司任用資格を取得するため、児童福祉司資格認定通信課程を受講します。	年 1 回	こども家庭課
3	虐待対応研修（西日本こども研修センターあかし）の受講	「子ども虐待対応担当者等養成研修」及び「子ども虐待対応母子保健関係職員指導者研修」などの研修を受講します。	年 3 回	こども家庭課
4	日本子ども虐待防止学会の参加	医療・保健・福祉・教育・司法・行政などの実践家・研究者が一堂に会して、実践経験や研究を交流しあい、子ども虐待防止についての取り組みの推進するため、日本子ども虐待防止学会に参加します。	年 1 回	こども家庭課
5	専門的研修会の受講	「子ども虐待対応啓発プログラムBEAMS」などの専門的な研修会を受講します。	随時	こども家庭課
6	保育所・幼稚園・認定こども園等の保育施設対象研修会の実施	関係法令等の理解を深めるとともに、虐待が及ぼす子どもへの影響及び保育所等における虐待対応についての研修会を実施します。	年 1 回	こども家庭課 保育課
7	管理職・生徒指導担当者対象研修会の実施	関係法令等の理解を深めるとともに、虐待が及ぼす子どもへの影響及び学校における虐待対応についての研修会を実施します。	年 1 回	学校教育課
8	通話音声分析・モニタリングシステムの導入	電話の相談対応力を強化することを目的として、電話対応中の音声をパソコン画面にリアルタイムに文字表示する機能や通話内容から自動で参照すべきマニュアルや情報を画面上に表示することができるシステムを導入します。	随時	こども家庭課

Ⅱ 市の責務（条例第 5 条関係）

(1) 子ども及び保護者が孤立することのない地域社会の形成に向けた活動支援

子育て家庭が孤立し、一人だけで悩まず安心して子育てできるように、親子の交流及び情報提供できる場の充実を図ります。

No.	取り組み名	概要	実施	所管課
1	街なか子育てひろば・子育て支援センター(穂波・筑穂・庄内・颯田)の設置	子育て支援センターを設置し、子育ての悩みや不安の解消を図り、安心して子育てができるための育児相談・育児講座を実施します。	通年	こども家庭課
2	育児相談の実施	就学前までのお子さんを対象に発達確認や離乳食、子育て支援センターの紹介を盛り込んだ相談を実施します。子育てに関して不安や疑問の多い時期に安心して子育てができるように設定します。 また、乳幼児健診後の発育・発達の確認等も行います。 さらに、子育て支援センターに出向き、就学前までのお子さんの相談にも対応します。	月 1 回 年間 12 回	こども家庭課
3	離乳食教室の実施	母子保健法に基づき、具体的な離乳食づくりを学ぶことにより、育児を支援することを目的として実施します。	毎月	こども家庭課
4	SNS の活用、オンライン相談の実施	L I N E や Z O O M などを活用した子育てや育児に関する相談を実施します。	随時	こども家庭課

(2) 要保護児童対策地域協議会の円滑な運営

児童福祉法に基づき、子どもの虐待に関係する機関で構成する要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と連携を行うとともに、要保護児童等の実態把握及び具体的な支援内容等について協議を行い、要保護児童等に対する適切な支援を行います。

No.	取り組み名	概要	実施	所管課
1	要保護児童対策地域協議会の設置	子どもの虐待に関係する機関で構成する要保護児童対策地域協議会を児童福祉法に基づき設置し、要保護児童等に対する適切な支援を行います。	代表者会議 年1回 実務者会議 年6回 個別ケース検討会議 随時	こども家庭課

(3) 学校における組織的対応が可能となる体制の整備

虐待等問題のある家庭への支援については、学校判断だけでなく、学校・教育委員会の組織的対応が求められ、学校と教育委員会の両方が問題状況を把握し、一緒に対応していきます。

No.	取り組み名	概要	実施	所管課
1	教職員のための虐待対応ガイドラインの活用	市内各小・中学校において、教職員のための虐待対応ガイドラインを活用して取り組みます。	随時	学校教育課
2	不登校児童・生徒に対する支援	不登校児童・生徒に対し、状況確認を行うとともに、不登校解決に向けた支援を行います。 また、ヤングケアラーが原因で不登校となっている児童・生徒に対し、ヤングケアラー相談窓口と連携し、家事援助などを行うヘルパーの派遣など必要な支援を行います。	随時	こども家庭課 生活支援課 学校教育課

(4) 広報及び啓発活動の実施

子どもの虐待の被害を深刻化させないため、虐待の早期発見に努めるとともに、市民への理解と意識向上を図ることを目的とした広報及び啓発活動を実施します。

No.	取り組み名	概要	実施	所管課
1	子育てガイドブックの発行	児童虐待防止に関する記事、相談窓口連絡先を掲載し、市民への周知を図ります。	年1回	こども家庭課
2	スペシャルサポートガイドブックの発行	障がいをもつ子どもへの支援制度や相談窓口連絡先を掲載し、市民への周知を図ります。	年1回	社会・障がい者福祉課
3	小・中学校の全児童生徒及び全保護者への啓発リーフレットの配付	児童虐待とはどのようなものかを知らせるとともに、児童用では相談窓口を、保護者用ではしつけを理由に体罰をしてはいけないことや虐待に通告義務があることを周知します。	随時	学校教育課
4	市職員対象研修の実施	全職員を対象とした人権研修において、子どもの人権問題に関連する講義や人権に関する問題集への盛り込みを実施し、子どもの人権に関する知識と理解力の向上を図ります。	年1回	人事課
5	講演会等の開催	子どもの人権をテーマにした講演会を開催します。	随時	人権・同和政策課 男女共同参画推進課
		虐待を含めた子どもの権利擁護に関する講演会や、地域を支える団体の事例発表などを企画し、地域全体として児童虐待防止の意識啓発を図ります。	年1回	こども家庭課
6	広報媒体による啓発	子どもの人権・子どもの虐待防止について広報誌及びホームページ等による啓発を行います。	随時	こども家庭課 人権・同和政策課
7	展示パネルによる啓発・広報	子どもの人権に関する啓発展示パネルを掲示します。	随時	人権・同和政策課

8	子どもの権利擁護に関する啓発	児童福祉法等に規定されている子どもの権利擁護強化を図り、いじめ、体罰、虐待など、子ども自身がいやなことはいやと言える、意思表示ができるようになるといった、子どもが自身を守るための権利を大人に発信できる力を養うことや職員の子どもの権利擁護に関する対応力の強化などを目的として、「こどもへの暴力防止プログラム」の実施に関する業務を委託により実施します。	随時	こども家庭課
---	----------------	--	----	--------

(5) 地域との連携

子どもの虐待防止には、行政や関係機関だけでなく地域で活動する団体の協力が必要となるため、地域との連携を行います。

No.	取り組み名	概要	実施	所管課
1	各種団体に対する活動支援、研修の実施	民生委員・児童委員、主任児童委員、自治会及びまちづくり協議会が実施する子どもの見守り活動等に対して、支援を行います。	随時	こども家庭課 社会・障がい者福祉課 まちづくり推進課
		民生委員・児童委員、主任児童委員、自治会及びまちづくり協議会などの地域のネットワークとの交流を図り、子どもの見守り活動等に関する研修を実施します。	年1回	
2	支援対象児童等見守り強化事業の実施	市が地域での見守りが必要と判断した家庭に、主任児童委員及び委託業者が居宅を訪問し、状況の把握や飲食物及び日用品等の提供を通じて、見守り体制の強化を図ります。	随時	こども家庭課
3	子どもの居場所づくり支援事業の実施	〔子ども居場所づくり支援事業補助金〕 子ども食堂を行おうとする団体に対し、開設・拡充に関する経費及び運営に関する経費を補助します。	随時	こども家庭課

		[子ども食堂コーディネーター配置] 資金面の支援だけではなく、開設、運営のための情報提供・助言・相談等の支援も必要であることから、この役割を果たす人材(コーディネーター)を配置することで、子ども食堂の持続的発展が行われるよう支援します。		
--	--	--	--	--

(6) 子どもなどへの虐待防止の措置

子どもの虐待に対する加害者からの接触を遮断し、子どもの安全を確保するために、子どもに関する情報の保護を行います。

No.	取り組み名	概要	実施	所管課
1	住民票の写し等の交付制限	児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置として、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し及び戸籍の附票の写しの交付制限を行います。	随時	市民課
2	住民票の写し等の交付制限にかかる面談の実施	DV と子どもへの虐待の関連性にも視点を置き、DV 被害者及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置として、住民基本台帳等の交付制限にかかる支援措置面談を行います。	随時（要予約）	男女共同参画推進課
3	DV 等被害者に対する支援	DV 対策庁内連携会議を設置し、DV と子どもへの虐待の関連性にも視点を置き、庁内で連携を図りながら DV 等被害者に対する適切かつ迅速な支援を行います。	随時	男女共同参画推進課

Ⅲ 虐待の未然防止（条例第9条関係）

子どもの虐待の発生予防、早期発見・早期対応に向け、早期からの支援につなげるとともに、関係機関と支援に必要な情報を共有し、適切な養育環境の確保及び必要な支援を行います。

（1）乳児家庭全戸訪問事業及び乳幼児健診等の活用

No.	取り組み名	概要	実施	所管課
1	乳児家庭全戸訪問（赤ちゃんすくすく元気訪問）の実施	生後4か月までの乳児のいる世帯を訪問し、子育てに関する情報提供及び養育状況の把握を行います。	随時	こども家庭課
2	乳幼児健診の実施	母子保健法に基づき、乳幼児（4か月児・8か月児・1歳6か月児・3歳児）の健康診査を実施します。	随時（1歳6か月・3歳児健診のみ医療機関か集団健診かを選べるハイブリット方式）	こども家庭課
3	乳幼児健診未受診者訪問の実施	乳幼児健診の未受診者のなかには、育児上の問題を抱えている事例が多いため、早期に未受診理由の把握及び育児支援を行うことを目的として実施します。	随時	こども家庭課
4	マタニティ教室・両親学級の実施	妊娠生活を快適に過ごし、出産・育児がスムーズにできるように、妊娠・出産・育児についてのお話を聞いたり、実習をする教室を開催します。	月1回	こども家庭課
5	伴走型相談支援事業・出産子育て応援金支給事業の実施	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近に相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実させます。	随時	こども家庭課

(2) 関係機関等と連携した虐待の未然防止の取り組み

No.	取り組み名	概要	実施	所管課
1	産婦健診の実施	産後2週間と1か月で受診する産婦健診について、その費用を助成し、産後うつ等の早期発見・支援につなげます。	随時	こども家庭課
2	養育支援訪問の実施	産前産後の心身の不調や家庭環境の問題など、特に養育支援を必要とする家庭に対して、保健師及び家庭児童相談員が訪問し、育児や家事の支援を行うなど、早期に対応することで育児不安を軽減し、家庭の養育力を高め、児童虐待の未然防止を図ります。	随時	こども家庭課
3	家庭訪問（母子保健）の実施	母子保健法に基づき、妊産婦、新生児及び乳幼児の訪問を実施します。	随時	こども家庭課
4	生活保護世帯訪問の実施	被保護世帯のうち、子どもの養育状態に問題が発生する可能性がある世帯は訪問頻度を上げ、詳細な実態把握及び生活指導を行い、必要に応じた関係機関との連携強化を図ります。	随時	生活支援課
5	保育施設及び小中学校への訪問	家庭児童相談員等が保育施設及び小中学校を訪問し、虐待対応方法などについて周知徹底を行います。	随時	こども家庭課

IV 児童虐待防止月間（条例第17条関係）

児童虐待防止推進月間（毎年11月）における集中的な広報・啓発活動を実施します。また、平成29年11月に「児童虐待防止」に関する協定を締結した桂川町、福岡県田川児童相談所、福岡県飯塚警察署及び飯塚病院（児童虐待防止拠点病院）と連携し、広報・啓発に取り組みます。

No.	取り組み名	概要	実施	所管課
1	児童虐待防止推進月間（毎年11月）における啓発活動	庁舎に横断幕・のぼり旗の設置、子どもの虐待防止講演会、街頭啓発活動等を行い、市民への周知を図ります。	年1回	こども家庭課